

RPJ News

2022 年 9 月号

ホームページ <http://www2.ttcn.ne.jp/ref-pj/>

特定非営利活動法人(NPO法人)

精神保健福祉交流促進協会 Refresh Project

〒130-0001 東京都墨田区吾妻橋2-17-7-801

毎月1回発行

発行責任者：志井田美幸/ 長野敏宏/ 仁木守

E-mail ref-pj@mx5.ttcn.ne.jp

内 容

* 第3回 Web セミナー

「災害への対応」(1)

～協定福祉避難所について～ 実施報告

社会福祉法人町にくらす会 理事長 志井田 美幸

大友 智美

廣瀬 聡子

* 第3回 Web セミナー

9月14日(水)19時より Web セミナーを開催しましたので、実施報告します。

最初に長野理事長からお願いします。

(長野) 今回のセミナーは全て茨城の志井田さんのところにお任せしてしまったので、申し訳なく思っています。でも今回福祉避難所を取れたということは素晴らしいことだと思っております。そして今回はそこに至るまでの事をお伺いしながら、災害関連のディスカッションをしていきたいと思っております。しかし災害関連の話は今回だけで終わるとは思いませんので、継続して話し合いが持てたら良いなと思っております。

また今回権利条約のところでの提言が出ました。災害の対策についてやコロナの事についても、もうちょっとちゃんとやるようにということがしっかり書かれています。実は厚労省が行った震災時の精神障がい者に関する調査報告が入手できるようにお願いしていますが、残念ながら今日までには入手できませんでした。阪神・淡路大震災(1995年)関連を、今日はお話し頂ける方もいると思いますが、今どの様に動いているかということが、とても大事だと思っておりますので、過去の教訓から次につながる話が今日はできたら良いなと思っております。

西日本は、また台風も迫っておりますので、早速明後日のことかもしれませんし、南海トラフ地震は今かも知れません。色々なところが有りますので、情報を共有しながら 1 個でも言葉が残っていくということは、本当に現場で役に立ちますので、今日はその様な時間に出来たらと思っております。

それでは宜しくお願いします。

志井田さん宜しくお願いします。

(志井田) 今日の発表は廣瀬さんにお任せするとして、最初の流れとしては 3.11(東日本大震災 2011年)の教訓から日本全国どこの地域でも地区ごとに避難所が指定されていると思っておりますので、3.11 の時避難される必要が有った方はその指定避難所に避難されたと思っております。

私どもの地区は地域の中学校が指定避難所でしたので、我々の施設は入居者共々そこに一晩お世話になりました。しかし我々サイドも市民の方々も気を使ってしまい一晩いるのが精一杯で、次の日には我々の施設に戻ってきました。しかし電気は復旧していませんので車のエンジンをかけライトを点けて暮らしていたということがあり、全員がお風呂に入れたのは地震から 21 日後になっていました。市から支給される水

や食べ物ですが、1人当たりお芋が1週間で2本とお水は1日500mlペットボトルが1本で、何とかしので欲しいという状況でした。その時に長野先生が駆けつけてくださって、何とか水を得た魚になった訳です。

その教訓から我々がどこかに避難するのではなく、我々の方に皆さんが避難してきてくださって、ここに皆がいるということに光を当てて頂かない事には先は無いです、ということで自分達の方から手を挙げたり、市の方にお話をしたり、監査のたびにお話ししてきましたが、やっと2年か3年位前に話が進みました。詳しくは廣瀬さんから話させていただきますが、数か所の施設さんとその思いを共有できましたので、市の方でも福祉避難所としての指定を考えましょうというお話をいただきました。そして全ての施設がその話に乗った訳ではありませんが、我々を含め幾つかの施設がその話に乗ったというのが最初のくだりです。

それでは廣瀬さん宜しくお願いします。

(廣瀬)いま志井田の方から私どもの施設が福祉避難所、光が当たる場所になる選択をしました。そして実際に昨年度末に市との締結を結ぶことが出来ましたので、少しその事について話をさせていただきます。そして先ほど長野先生も仰ってましたが、何か1つでも皆さんの中に残って、そこが今後広がっていくと良いなと思いますので、少し発表の時間を頂戴したいと思います。宜しくお願いします。

先ず私どもの施設の紹介になります。町にくらす会があるのは、茨城県のひたちなか市というところになります。ひたちなか市は茨城県のほぼ中央部からやや北東に位置し、東京駅から特急で約90分の距離にあります。

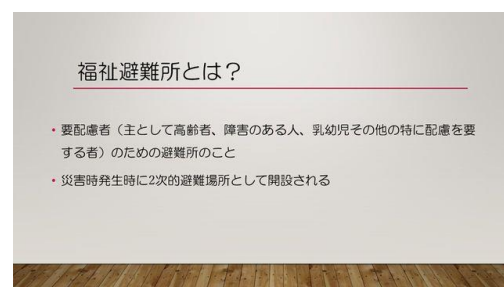
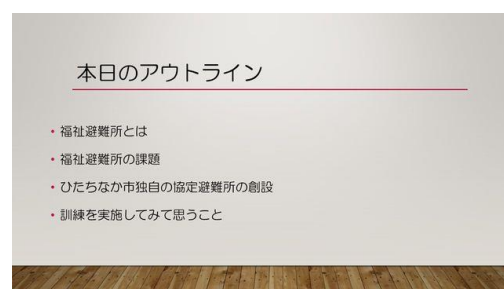
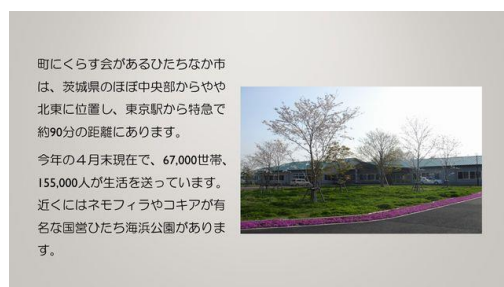
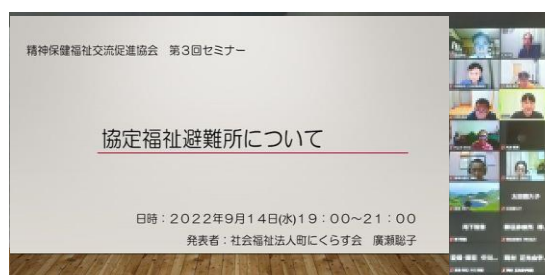
今年4月末現在で、67,000世帯、155,000人が生活を送っています。近くにはネモフィラやコキアが有名な国営ひたち海浜公園があります。茨城県でとても有名でしたロックインジャパンが今年の夏から千葉県に移ってしまいましたが、その話題になった海浜公園が直ぐ近くにある施設です。

今日のアウトラインについてご紹介いたします。先ず「福祉避難所とは」、次に「福祉避難所の課題」について、後は「ひたちなか市独自の協定避難所の創設」、後「訓練を実施してみよう」という4点についてお話をさせていただきます。

先ず「福祉避難所とは？」ということで、スライドの方に書かせていただいておりますが、要配慮者(主として高齢者や、障害のある方、乳幼児や特に配慮を要する方)のための避難所です。

災害時発生時に2次的避難所として開設される位置づけになっています。最初に災害が発生したときに通常の避難所が開設されて、その避難所でお過ごしいただいた障害をお持ちの方や要配慮者の方々が「特別な支援を必要とする」となった時、初めて出来るのが福祉避難所です。

こちらは福祉避難所の確保・運営ガイドラインということで、厚生労働省が出している資料を入れさせていただきました。令和3年5月に改訂されたガイドラインになります。



福祉避難所の確保・運営ガイドライン 主な改定のポイント（令和3年5月）

■改定の経緯

「令和元年台風第19号等を踏まえた高齢者等の避難のあり方について（最終とりまとめ）」令和2年12月24日

<課題・背景>

- 障害のある人等については、福祉避難所ではない避難所で過ごすことに困難を伴うことがあるため、一般避難所への避難が難しい場合があり、平素から利用している施設へ直接に避難したいとの声がある
- 指定避難所として公表されると、受入れを想定していない被災者の避難により、福祉避難所としての対応に支障を生ずる懸念があるため、指定避難所としての福祉避難所の確保が進んでいない（令和2年現在9,072箇所）等

改定の趣旨

指定福祉避難所の指定を促進するとともに、事前に受入対象者を調整して、人的物的体制の整備を図ることで、災害時の直接の避難等を促進し、要配慮者の支援を強化する

主な改定内容（記載の追加）

○指定福祉避難所の指定及びその受入対象者の公示（災害対策基本法施行規則の改正に伴う措置）

- ・指定避難所について、指定福祉避難所を指定一般避難所と分けて指定し、公示する
- ・指定福祉避難所の受入対象者を特定し、特定された要配慮者やその家族のみが避難する施設であることを指定の際に公示できる制度を創設
 - ※「高齢者」、「障害者」、「妊産婦・乳幼児」、「在校生、卒業生及び事前に市が特定した者」など受入対象者を特定した公示の例を記載
 - 受入れを想定していない被災者が避難してくる懸念に対応し、指定福祉避難所の指定促進を図る

○指定福祉避難所への直接の避難の促進

- ・地区防災計画や個別避難計画等の作成プロセス等を通じて、要配慮者の意向や地域の実情を踏まえつつ、事前に指定福祉避難所ごとに受入対象者を調整等を行う
- 要配慮者が日頃から利用している施設へ直接の避難を促進する

○避難所の感染症・熱中症、衛生環境対策

- ・感染症や熱中症対策について、保健・医療関係者の助言を得つつ、避難所の計画、検討を行う
- ・マスク、消毒液、体温計、（段ボール）ベッド、パーティション等の衛生環境対策として必要な物資の備蓄を図る
- ・一般避難所においても要配慮者スペースの確保等必要な支援を行う

○緊急防災・減災事業債等を活用した指定福祉避難所の機能強化

※社会福祉法人等の福祉施設等における自治体の補助金に対する緊急防災・減災事業債活用も可能に

主な改定箇所は 4 点ありまして、「指定福祉避難所の指定及びその受入対象者の公示」、2 点目は「福祉指定避難所への直接の避難の促進」、3 点目「避難所の感染症・熱中症、衛生環境対策」、4 点目「緊急防災・減災事業債等を活用した指定福祉避難所の機能強化」です。

先程 2 次的避難場所が福祉避難所にあたりと話をさせていただきましたが、ことらの 2 点目に書かれている福祉避難所に直接の避難ということが、今回の市と締結した内容が絡んできますので、覚えておいていただきたいと思います。

福祉避難所の課題として挙げさせていただきました。

住人、特に要配慮者（主として高齢者、障害のある方、乳幼児その他の特に配慮を要する方）やその家族への福祉避難所の周知が十分に行われていません。福祉避難所として利用できる方々が、その情報を知らずして使用することが出来ない状況です。2 点目、周知が十分に行われていないことにより、要配慮者を受け入れることが出来ない。これは1点目と同じような話になってしまうのですが、「福祉避難所がこちらにありますよ」という情報が十分に伝わっていないので、災害時に本当は要配慮者として福祉避難所を使うと出来るような状況にある方でも、一般の避難所を一度介さなくてはならないので、そちらに行くことを躊躇してしまい避難をされない方が出てきているという課題があります。

福祉避難所の課題の 2 つ目です。

ひたちなか市は、福祉避難所として予め高齢者施設事業者などと協定を結んでいました。しかし平成 23 年に発生した東北大震災では、福祉避難所は 1 ヶ所も開設されませんでした。これはどうしてでしょう。

災害発生時に、福祉避難所として開設するかどうかは、各施設の判断に任されています。あくまでこれは調整という形になりまして、その施設が災害発生時に福祉避難所を受け入れる余力があるかどうか、ということと、自分たちが福祉避難所として他の方々を受け入れられるかどうかということは、その時にならないとはっきり判断が出来ないので、普段から福祉避難所として手は挙げていても、実際に災害が発生したときに「チョット福祉避

福祉避難所の課題①

- ・住民、特に要配慮者（主として高齢者、障害のある人、乳幼児その他の特に配慮を要する者）やその家族への福祉避難所の周知が十分に行われていない
- ・周知が十分に行われていないことにより、要配慮者を受け入れることができない

福祉避難所の課題②

ひたちなか市は、福祉避難所として予め高齢者施設事業者などと協定を結んでいた。
しかし、平成23年に発生した東北大震災では、福祉避難所は1ヵ所も開設されなかった。なぜ？

福祉避難所の課題③

災害発生時に、福祉避難所として
開設するかどうかは、
各施設の判断に任されている

難所としては開設が難しい」というお返事を施設の方からいただくと、それ以上もう市としては突っ込んで「お願いします。開いてください」ということは言えない立場にある。ということなので、ここは各施設の判断に任されているということなので、結局東北大震災の時にひたちなか市では 1 か所も開設される事は有りませんでした。

次は「ピンチをチャンスに変える」ということで、ひたちなか市では福祉避難所は開設されなかった一方で、各地域の自治体が任意で集会所を避難所として開放して、最大の避難者として 9,539 人を受け入れることが出来ました。これは福祉避難所として市と契約しているところは開設できなかつたけれども、自分たちの任意のコミュニティが、「自分たちで避難所として開こう」ということが夫々動きまして、応用力を持って対応にあたる事が出来ました。やはり必要なものというのは、改めて生み出す努力というものをしていかななくてはならない。ということが良く解りました。

先程もお話をしましたように、ひたちなか市では福祉避難所として高齢者施設と協定を結んでいました。そのため、障害をお持ちの方が避難する場合、最初に一時的な通常の避難所に行って、そこから高齢者施設が行う福祉避難所で過ごしていただくという流れが必要となっていました。そして震災の避難が長期化してしまった場合は、その福祉避難所を閉じることになるので、様々な形で行き場を移さなくてはいけない状況でした。

実際に障害をお持ちの方、要援助者、必要とされる方々としては、使える資源である福祉避難所があったとしても、「指定避難所に行く」と他の人に迷惑をかけてしまう、あとは「通い慣れた施設に通いたい」、という声が多数挙がっていました。

そういった声を受けて、ひたちなか市と当施設が所属する団体が何度も協議を重ねて、今年の 2 月に団体の中の 5 つの福祉施設が「協定福祉避難所」として市と協定を結びました。このことにより、災害発生時に、今のところ知的・精神障害を持つ方で身体の方は含まれないのですが、直ぐに普段使い慣れた障害福祉サービスの事業所に避難できるようになりました。また指定避難所で過ごすことが難しい要配慮者の方々も、通常の福祉避難所と同様にお受けすることが出来るようになりました。

・・・次号に続く



—編集後記— 先ずは、今回の研修にご参加くださった皆様にお礼を申し上げます。

2011 年 3 月 11 日に、東日本大震災が起きてから早いもので 10 年以上の月日が経ちました。

今回、「災害への対応」(1)～協定福祉避難所について～と題して、当時の体験についてお話をさせていただく場を頂戴しお礼を申し上げます。

3.11 以前も、以後も、海に囲まれたわが国日本は、風水害地震に見舞われる機会が多く、年を経る毎にその被害は重たくなっています。3.11 以前には、我々は、災害はいつかは起きること、思っていたものの、大きな被害に見舞われる覚悟はしていませんでした。3.11 により大きな災害を経験してから、台風や地震が起きる度に緊張感で身体が震える思いを毎回しています。今後も、いつ災害に見舞われても慌てない備えをしてゆく努力を重ねたいと思います。(m.shiida)

特定非営利活動法人 精神保健福祉交流促進協会

ピンチをチャンスに変える

ひたちなか市では・・・

- ・福祉避難所が開設されなかった一方で、各地域の自治体が任意で集会所を避難所として開放し、最大避難者9,539人を受け入れた。

⇒応用力をもって対応に当たることが出来た。

必要な物を生み出す努力を！！

協定福祉避難所の創設①

ひたちなか市では、福祉避難所として元々高齢者施設と協定を結んでいた。

そのため、障害をお持ちの方が避難する場合は、高齢者施設がおこなう福祉避難所で過ごしていただく必要があった。

協定福祉避難所の創設②

しかし、

『指定避難所に行く」と他の人に迷惑をかけてしまう。』

『通い慣れた施設に通いたい。』

という声が多数挙がっていた。

協定福祉避難所の創設③

そういった声を受け、ひたちなか市と、当施設が所属する団体が何度も協議を重ね、今年の2月に団体の中の5つの福祉施設が【協定福祉避難所】として市と協定を結んだ。

このことにより、災害発生時に、知的・精神障害を持つ方が、すぐに、普段使い慣れた障害福祉サービス事業所に避難出来るようになった。また、指定避難所で過ごすことが難しい要配慮者の方々も、通常の福祉避難所と同様にお受けすることが出来る。